平成２１年（フ）第５８７号
青森市大字羽白字沢田539番地15、住民票上の住所青森市千刈１丁目21番６号　コーポ千刈403号
債務者　佐藤　拓史
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０１９号
愛知県瀬戸市幡野町339番地の５　あべかんビル206
債務者　秋田加奈子（旧姓大岡）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０５２号
愛知県愛知郡長久手町山野田701番地　県営山野田住宅305号
債務者　岩城　和美
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４９９号
神戸市兵庫区佐比江町40番地ハーバーズコート305号、従前の住所神戸市長田区日吉町５丁目１番28―1402号
債務者　鶴谷　　稔
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５２４号
神戸市中央区元町通７丁目１番２―208号、従前の住所神戸市中央区東川崎町６丁目３番16号東荘
債務者　石田　善榮
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５２９号
神戸市長田区二葉町２丁目８番12号コーポラスハタ405号、従前の居住地神戸市長田区庄田町２丁目４番19号
債務者　松山加工こと松山秀夫こと　宋　　板守
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３０号
北海道帯広市西24条南３丁目46番地15
債務者　中村　一美
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２８２９号
名古屋市名東区天神下147番地　市営天神下荘６棟501号
債務者　武宮　大輔
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６９４号
名古屋市西区城西３丁目３番18号
債務者　杉浦　耕次
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８５１号
熊本市東野３丁目３番５号301
債務者　北本　道江
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２４５号
福島県いわき市内郷高坂町三本杉29番地
債務者　渡辺　　好
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第６３号
北海道根室市平内町２丁目17番地　平内荘６号室
債務者　島口　卓司
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第７６４号
愛知県西尾市寺津町二ツ家10番地７
債務者　高橋　美咲（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７７３号
愛知県安城市今池町１丁目23番15号　岩月荘
債務者　堀部とき江
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
栃木県足利市堀込町2562番地　滝の宮団地５―24
債務者　酒井　　進
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１８２号
栃木県佐野市富岡町669番地　ワタナベアパート
債務者　衛藤　光**德**
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部